

特殊詐欺の未然防止に向けた当組合の取り組みについて

令和4年6月
あづみ農業協同組合

当組合では、警察庁からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことにいたしました。

昨今、電話でお金詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発しており、犯罪グループが金融機関職員や市役所職員を騙りご高齢の方からキャッシュカードを詐取するなどの手口も巧妙化、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取り組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金を守るための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる口座

- ①満70歳以上の個人のお客さまのうち、過去2年間ATMで1日あたり30万円以上の出金（振替、振込を含む）をしていない口座
- ②満70歳以上の個人のお客さまのうち、過去2年間ATMでキャッシュカードを利用した振込をしていない口座

2. 利用制限について

- ①に該当するお客さまの場合、出金（振込、振替を含む）限度額を30万円に制限
- ②に該当するお客さまの場合、ATM振込限度額を0円に制限

3. 利用制限の開始日

令和4年8月26日（金）

4. その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されない場合は、大変お手数ですが口座を開設された支所窓口までお申し出ください。

《お持ち物》

- ・通帳
- ・お届け印
- ・本人確認書類

以上